

# ウィズ・コロナ時代の地方振興

---

令和2年11月27日

総務省自治行政局地域振興室

# ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生え、テレワーク等の普及により国民の意識や行動が変容。
- このタイミングを捉え、**東京一極集中の是正**に向けて、**都市部の多様な人材の地方回帰を支援**することが重要。
- 総務省としても、施策を結集して、人の流れを加速し、活力ある地方の実現**に取り組む。

## 「ひと」の支援

- 「地域おこし協力隊」の強化（令和6年度に8,000人に隊員増加を目標）
- 専門的知識やノウハウを有する企業人材「地域おこし企業人」の活用促進



地域と多様な形で関わる  
「関係人口」の取組の  
深化・横展開

## 自立分散型地域経済の構築

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業の立ち上げを支援



東京を  
中心とした  
大都市圏

地方への人の流れ  
の創出・拡大

活力ある地方  
の実現

地方

## 移住・交流に係る 情報発信・相談対応

- 移住・交流情報ガーデン



## テレワークの推進

- 地方公共団体や地元中小企業等に対するテレワーク導入支援の更なる充実化
- サテライトオフィス環境の整備



## 新たな過疎対策

- 過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策



## 情報通信基盤の整備等



- 5Gや光ファイバ等の情報通信基盤の速やかな全国展開
- 地域の課題解決に資するローカル5Gの普及展開 等

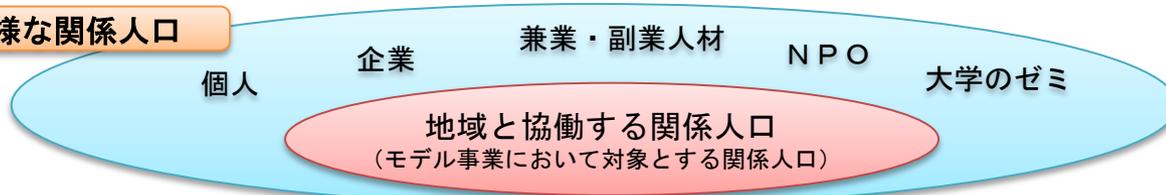
○特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、取組を深化させるとともに、全国に向けた情報発信により、深化した取組の横展開を推進 <モデル事業実施団体数 H30：30団体、R1：44団体>

## 地方公共団体の取組の深化を支援

○関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、**関係人口と地域との協働**に取り組む地方公共団体をモデル事業により支援  
(協働の手法は、現地における協働や都市部における遠隔での協働など多様な形を想定)

### モデル事業のイメージ

#### 多様な関係人口



#### 地域課題の解決

地域コミュニティ  
維持・再生・活性化

地域経済活性化

福祉

文化

教育

## 全国に向けた情報発信

○「『関係人口』ポータルサイト」や全国ブロック別勉強会を通じて、関係人口の意義や事例を全国に向けて情報発信することで、深化した取組の横展開を推進

## 成果検証

○過去のモデル事業実施後の取組状況等について把握し、専門家による成果検証を実施

等

## 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**



<愛媛県西条市の例 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR

深化した取組が全国に定着

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり440万円上限  
(報償費等240万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)  
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり440万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
    - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
    - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は  
**女性**

隊員の約7割が  
**20歳代と30歳代**

任期終了後、約6割が  
**同じ地域に定住**  
※H31.3末調査時点

# 地域おこし協力隊の拡充（令和6年度に8千人）

## 現状

- 平成21年度に創設。
- 令和元年度の地域おこし協力隊員数は約5千5百人。平成25年度比で約5倍に増加。
- 隊員の約6割は任期終了後も定住。同一市町村内に定住した隊員の約4割は自ら起業。



## 拡充内容

～令和6年度に8千人へ～

### 1. 隊員数の拡充

シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者等、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

JETプログラム終了者については、隊員として広く活躍できるよう、地域要件を緩和。（令和元年度から）  
3大都市圏内において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上である22市町村において、受入れ可能となるよう地域要件を緩和。（令和元年度から）

### 2. 事業承継の支援

隊員の起業に向けた金融面での支援を実施するなど、起業支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

### 3. 「おためし地域おこし協力隊」の創設（令和元年度から）

地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間（2泊3日以上）、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

### 4. 隊員OB・OGのネットワークづくりの推進

今後増える地域おこし協力隊員OB・OGのネットワークづくりを推進することで、隊員の受入・サポート体制の充実を図る。

# 地域おこし企業人交流プログラム

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 活動地域

- ① **定住自立圏**に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ② **条件不利地域**を有する市町村

## 期間

6月～3年

## 特別交付税措置

- 企業人の受入の期間前に要する経費  
 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体  
 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
- 企業人の受入の期間中に要する経費  
 上限額 年間560万円／人  
 (派遣元企業に対する負担金等)
- 企業人が発案・提案した事業に要する経費  
 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

## 実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体

## 【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

○ ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業

(観光分野)

○ 観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

○ 営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大

(エネルギー分野)

○ 再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

## 民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

## 自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

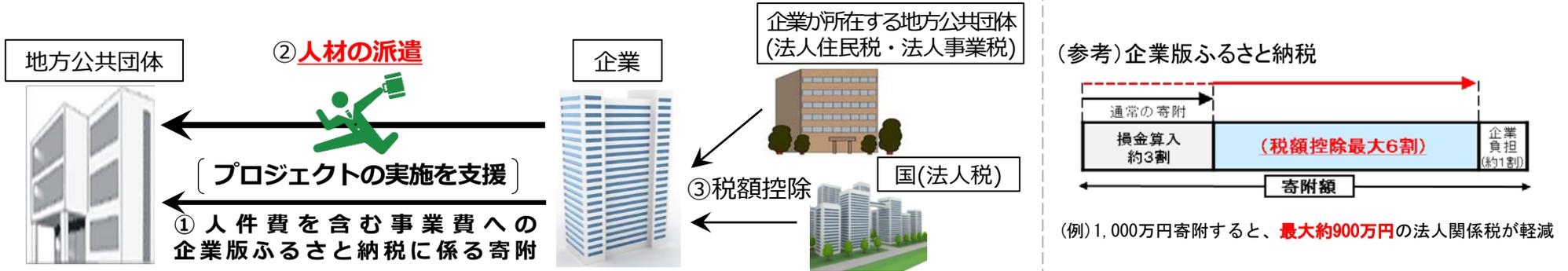
- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開



# 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

## ○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

### 地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる**
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

### 企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

### ○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止**や、地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意

など

# サテライトオフィス誘致の取組に対する支援

## サテライトオフィス・マッチング支援事業

R2予算 0.1億円

- これまでに実施した企業ニーズ調査を踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。



三大都市圏企業

多くの企業が  
サテライトオフィスに前向き

## サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



地方公共団体

多くの地方公共団体が  
誘致に取り組む

## 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

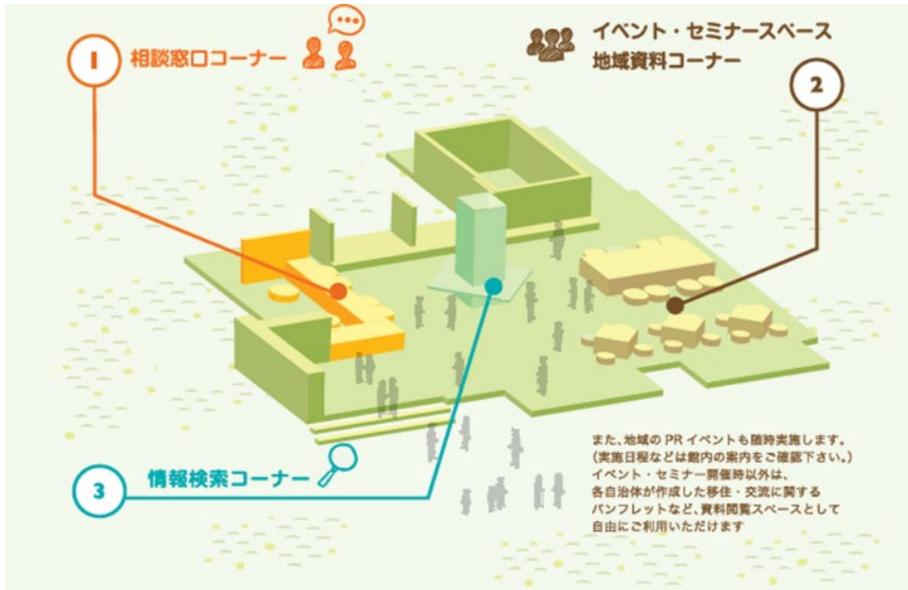
- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）  
：お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））  
：お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

※ 対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

# 移住・交流情報ガーデン

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体等による移住相談会、地域おこし協力隊の募集説明会、関係人口創出イベント等の場として利用可能。
- 地方自治体や各省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

※すべて無料でご利用いただけます



(移住フェアの様様)



[開館時間] (平日) 11:00-21:00

(土日祝) 11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

[ホームページURL] [https://www.iju-join.jp/join/iju\\_garden/](https://www.iju-join.jp/join/iju_garden/)

# ローカル10,000プロジェクト

R2予算  
地域経済循環創造事業交付金 9.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

### 公費による交付額 ※1

国費

地方費

### 地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

## これまでの実績(408事業、333億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R元年度末時点))

公費交付額 118億円、融資額 164億円、  
自己資金等 51億円

## 重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術の活用
  - ② 再犯防止等の推進
  - ③ 農林水産物・食品の輸出促進
- に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

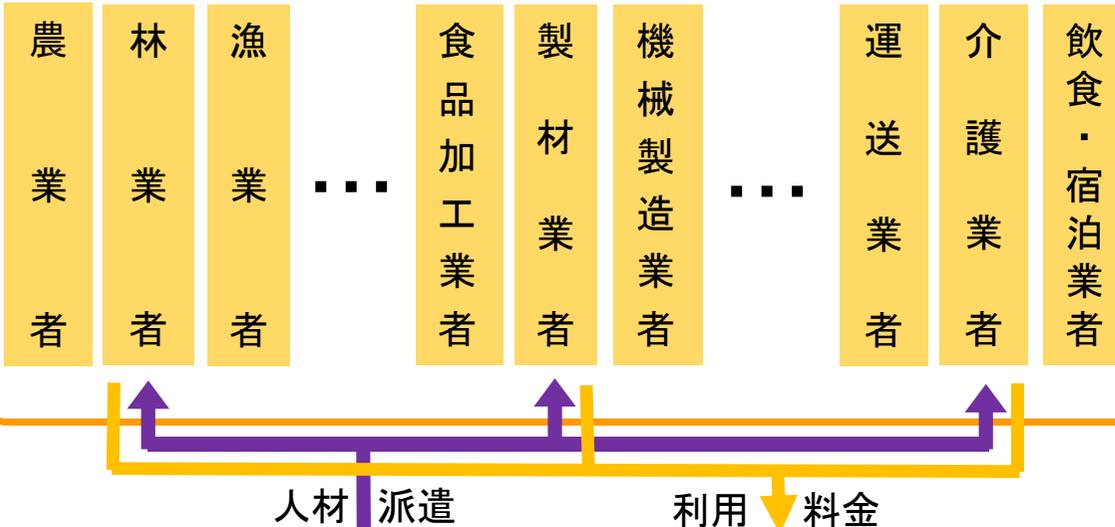
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

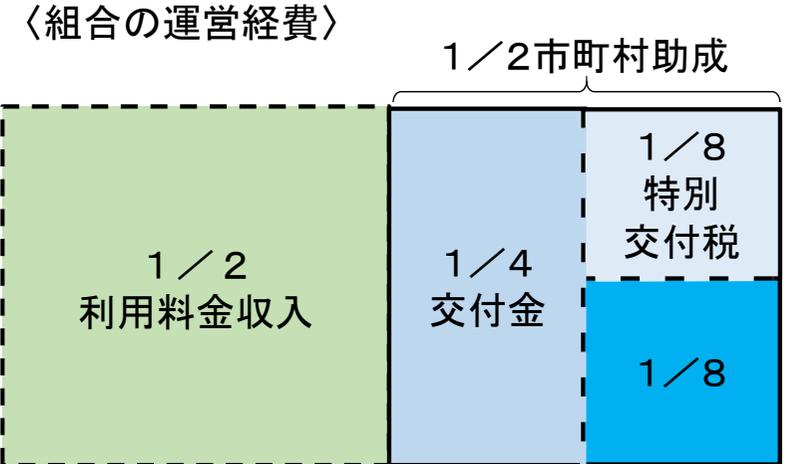
## 人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

### 特定地域づくり事業協同組合員



### 市町村



財政支援

認定

### 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

都道府県